

（ 表 面 ）

		第 号
身 分 証 明 書		
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、池田町の水を清く守る条例第25条第2項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>		
年 月 日発行		
池 田 町 長		

（ 裏 面 ）

池田町の水を清く守る条例（抜粋）
<p>（報告及び立入検査）</p> <p>第25条 町長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員若しくは町長の指定をする者をして施設への立入検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（罰則）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>（2）第25条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>